

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時25分から午後2時10分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広

4. 欠席委員(2名)

委員	4番	平野	昭代
〃	13番	坂口	正子

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年8月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、暑い中、本日の総会ご出席いただきましてありがとうございます。

本当に最近では、コロナに関しても未知のワクチンということで、油断をするとわからないなあ、命にかかわるんじゃないかなあという心配がありますし、この暑さに関してもやはり油断をすると命を無くす恐れがあります、熱中症などで、なのでどうぞ皆さん、十分お気をつけて日頃生活をしていただきたいと思いますし、日中のこの暑い時間は、今の時期皆さんちょっとひと休みの時期じゃないかなと思いますけれども、十分に休息をとりながら、無理をせずに頑張っていけたらと思っております。

さて、7月から今日にかけて、7月に関しましては新任研修会のほうを出席いただいたかと思っております。一日缶詰の大変な研修ではなかったかと思っておりますが、いかがだったでしょうか。いろいろわからないことも少しずつ出席をすることによって理解が深まっていき、また皆さんの農業委員としてのお仕事も充実していくのではないかと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは総会のほうに入らせていただきますので、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、4番、平野委員と13番、坂口委員、以上2名から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質問やご質疑がある場合には、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福島求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、9番の野田委員、10番の城委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

- 議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、6番の村上委員、9番の野田委員、12番の岡田委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

(3) 議案

- 議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は工場・事務所への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の1ページをお願いします。図面中央上側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、熊本県廃プラスチック処理事業組合の北東側、東京エレクトロン九州の北側に位置する農地です。申請地南側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地及び里道の部分です。

次の2、3ページが申請地の現況です。

次の4ページが配置図です。申請者は金属加工業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、工場・事務所を整備する計画です。

5ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の6ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の農業従事者の就業機会増大に寄与する施設に該当するため許可可能です。

なお、農業従事者の就業機会増大に寄与する施設とは、当該施設建設にあたり新たに雇用されることになる者に占める農業従事者の割合がおおむね3割を超え、相当数安定的に雇用することが確実である場合に、第1種農地の不許可の例外として許可できる規定であります。本申請にあたり、合志市との雇用協定書の写しも添付されており、新規雇用者のうち3割を農業従事者から雇用することを確認しております。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査について報告いたします。

令和4年7月29日の午後に、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の南側と西側には農地がありますが、境界にブロックを設置する予定であり、また造成、排水についても計画されているため特段の心配はないと思います。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えますため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見の聴取を行います。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的はグラウンドゴルフ場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、くまもと中央カントリークラブの南側、県道熊本大津線沿いに位置する

農地です。申請地北側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の8ページが申請地の現況です。

次の9ページが配置図です。申請者はレクリエーション業務、不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、周辺住民、福祉施設向けのグラウンドゴルフ場を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりや申請地の1,682㎡のみであることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番(岡田政広君) それでは、現地調査についてご報告いたします。

令和4年7月29日の午後に、私と吉岡推進委員、農業委員会の職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地周辺は農地はなくて、周辺農地への影響は特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、ユーパレス弁天の西側、弁天山の南側に位置する農地です。申請地南側及び申請地の間に位置する点線囲みの部分につきましては、既存資材置場の部分です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、隣接する足場工事業を営む法人に資材置場として貸し出す計画です。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため許可可能です。

既存施設の拡張につきましては、現存する施設の1.5倍までの敷地までであれば許可ができるというものです。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、村上委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番(村上幸記君) それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年7月29日の午前、私と大島推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は農地ですが、境界にコンクリートブロックを設置し、土砂、雨水流出防止に努めるとのことで、特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何か意見やご質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は残土置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申請地で、御代志市民センターの東側、国道387号の西側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、申請地近隣の土地分譲工事等において発生する残土置場が不足しているため、当該申請地を売買により取得し、残土置場を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、西側及び東側の道に面した申請地については、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である御代志市民センター及び西合志中央保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。残りの道に面していない農地については、市役所支所である御代志市民センターよりおおむね500m以内の区域に申請地が存在することから、駅、役所等の周囲おおむね500m以内等の区域に該当するため第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年7月29日午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側は農地ですが、申請地の北側が崖になっており、法面について補強する予定であり、土砂、雨水流出防止を努めるところとのことで、特段の心配はないと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸し菜園への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号5の申請地で、御代志市民センター及びルーロ合志の西側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。

次の27ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、法人としての耕作放棄地の再生事業の一環として当該申請地を売買により取得し、（農作業・土いじりに関心のある個人を対象とした）菜園を整備する計画です。菜園部分はプランターで区画し、プランター下部及び通路はウッドチップ等を敷き詰め、それ以外のスペースは砂利敷きをします。

28ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の29ページにお示ししておりますとおり、市役所支所である御代志市民センターよりおおむね500m以内の区域に申請地が存在することから、駅、役所等の周囲おおむね

500m以内等の区域に該当するため第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

令和4年7月29日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東、西側は農地ですが、コンクリートブロックを設置し、土砂流出防止に努めるとのことです。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号6につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号6の申請地で、御代志市民センターの北東側、国道387号の西側に位置する農地です。申請地南側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含ま

れておりますが、農地転用許可の必要がない里道の部分です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、約2.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(平山和敬君) 現地調査につきまして報告します。

令和4年7月29日午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北、東、西側には農地がありますが、西側は同時に開発予定があり、北、東側は道路で隔てられており、道路との境界にブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また、造成、排水について計画もされているため、特段心配はないと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか質問は。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号7の申請地で、御代志市民センターの北東側、国道387号の西側に位置する農地です。申請地南側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない里道の部分です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地1区画を整備する計画です。

40ページをお願いします。まず(1)の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、約2.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(平山和敬君) 現地調査につきまして報告します。

令和4年7月29日午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北、東側には農地がありますが、東側は同時に開発予定であり、北側は道路で隔てられており、道路との境界にはブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また、造成、排水について計画されているため特段心配はないと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は月極駐車場への転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央下部の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志郵便局の南西側、国道387号の西側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該農地を賃借により借り受け、月極駐車場を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、御代志駅よりおおむね300m以内の区域に申請地が存在することから、おおむね300m以内に駅が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(平山和敬君) 現地調査につきまして報告します。

令和4年7月29日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の西側には農地がありますが、勾配に配慮し事業を行うとのことで、心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご

意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定につきまして上程いたします。

使用賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は分家住宅への転用で、親子間における使用賃借権設定です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、竹迫城跡公園の北側、蛇ノ尾公園の西側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により借り受け、分家住宅を建設する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、野田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番(野田隆一君) それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年7月29日の午後、私と木永推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、東、西側は農地

に面しておりますが、境界にはブロックを設置する予定で、土砂流出防止がなされておられ、また、造成、排水につきまして計画もされているため、特段心配ないかと思えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書5ページをお開きください。

第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次に6ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の8月総会分、右側が令和4年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の7ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積(イ)の計の下が利用権設定、総合計の面積15,537㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は5件です。

1番から2番が再設定です。3番から5番は新規の申請となっております。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、飼料作物、10年、10,000円

番号2、賃借権、WCS、5年、20,000円

番号3、賃借権、西瓜、10年、25,000円

番号4、賃借権、水稻、5年、米1俵

番号5、賃借権、水稻、5年、10,000円

以上、第2号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、8ページ下段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、1件、746㎡でございます。

内契約予定件数が、1件、746㎡でございます。

内契約がない件数、0件、0㎡です。今回は、すべて次の契約が予定されております。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へお返しいたします。

-----○-----

（4）閉会

○事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年8月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時10分